

川西市・猪名川町共催
令和7年度集団指導資料

令和7年度 運営指導
【地域密着型サービス】

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部介護保険課

< 令和7年度の運営指導における指摘事項 >

区分	項目	指摘事項	根拠
運営	地域との連携	・運営推進会議について、利用者の家族が令和5年度の開催から慢性的に参加できていないことを確認した。利用者の家族からも必要な要望や助言等を聴く機会を設けなければならないため、協議会の構成員を検討すること。	運営基準第34条
運営	勤務体制の確保等	・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていないことを確認した。指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上を図るため、未受講の職員がある場合には、研修機関（兵庫県立福祉のまちづくり研究所等）が実施する研修を速やかに受講させるよう計画的に措置を講じること。未受講の職員は研修機関（兵庫県立福祉のまちづくり研究所等）が実施する研修に計画的に受講すること。	運営基準第30条3
運営	居宅サービス計画の作成	・長期目標や短期目標が漫然かつ画一的である計画書が散見されたため、毎月のモニタリングの結果等、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、達成可能な目標をたて作成すること。	運営基準第77条
運営	運営規程	・運営規程について、兵庫県条例に基づき、暴力団等の影響の排除について記載すること。	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第17条 2

< 業務継続計画に伴う指摘事項 >

指摘事項	
業務継続計画が策定されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画
必要な項目が記載されていない	<p>< 感染症に係る業務継続計画 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からの備え ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立 <p>< 災害に係る業務継続計画 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対応 ・緊急時の対応 ・他施設及び地域との連携
従業者に周知徹底していない	計画の具体的内容を職員間で共有
研修の実施内容が記録されていない	必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上及び新規採用時）に実施

【参考】

○介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

業務継続計画未策定減算は、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算となります。

【参考】「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」問165、問166

< 感染症の予防及びまん延防止のための措置 >

指針とマニュアルの違いについて

指針	<ul style="list-style-type: none">・ 平常時の対策・ 発生時の対応
マニュアル	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的な考え方に基づき、具体的な方法、手順を明確に示し共有するもの

【参考】

○介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○「介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引き第3版」
（厚生労働省老健局 令和5年9月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>